

申請に必要な書類（分家住宅一審査会基準第1号）

★…事前相談時に必要な書類（証明書等について、相談時はコピー可）

○ 許可申請書（正本の添付書類は原本、副本は写し、空欄箇所には斜線を引くこと）

○★理由書

現在の居住状況、住宅を必要とする理由、申請者が未婚の場合は相手方の氏名、申請地選定の理由等

○ 転売、賃貸及び用途変更をしない旨の誓約（理由書への併記可）（押印不要）

○★敷地・世帯要件調書

○★住民票（申請日から3か月以内のもの、世帯全員分）

申請者世帯、申請者父母世帯、申請者祖父母世帯（要件者の家系）及び土地所有者（一般の場合で伯父等が所有する場合）

○★戸籍謄本（申請日から3か月以内のもの）

一般 申請者及び線引き時までの土地所有者の関係分かるもの、婚約者

大規模 申請者及び申請者と線引き時からの居住者関係分かるもの、婚約者

○★大規模の場合は、線引き時からの居住者の継続居住示す書類（住民票、戸籍の附票等）、居住位置図（1/2, 500の縮尺を明記した都市計画図）

○★固定資産名寄帳（無資産証明）（最新年度のもの、安城市と居住市町村）

申請者、配偶者、申請者の父母、その他直系尊属（要件者の家系）及び土地所有者（一般の場合で伯父等が所有する場合）

○★所有地利用状況報告書（対象者が市街化区域に土地を所有する場合）

※ 契約書等利用状況を確認できる書類添付

○★申請地に係る登記全部事項証明書（申請日から3か月以内のもの）

閉鎖登記簿（一般の場合の線引き時の所有者確認）

※交換した場合は、土地交換証書（契約書）の写し、従前所有地の登記全部事項証明書

○★契約書、贈与誓約書（直系尊属以外の者が申請地の所有者である場合）

○★位置図（1/2, 500の縮尺を明記した都市計画図）（申請地を明示）

一般 隣接建物の敷地と100m以内示す（明らかな場合は不要）

大規模 3ha（半径100mの円又は短辺100m以上の長方形）に18棟以上の建築物（30㎡以上）及び隣接建物の敷地と55m以内示す（明らかな場合は不要）

○★申請地に係る公図の写し（申請日から3か月以内のもの、オンライン取得・コピー可）

○ 申請地の求積図

○ 土地利用計画図（建築許可の場合は「敷地現況図」）（記載事項は別紙参考）

○ 最終排水柵詳細図（公共施設との接続、泥だめ15cm以上等）

○ 建物平面図（間取り記入）、立面図

○ 排水承諾書の写し… 明治用水土地改良区（下水道接続の場合は不要。また、やむを得ず添付できない場合は協議経過書で可）

○ 道水路の占用許可又は承認工事が必要な場合は、その許可書等の写し

○ 開発行為がある場合は、別紙【開発行為の場合の追加書類】